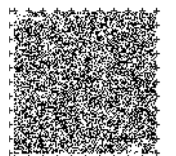
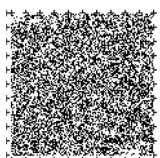


第4章 施策の展開





基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

主要課題1 男女共同参画意識の確立

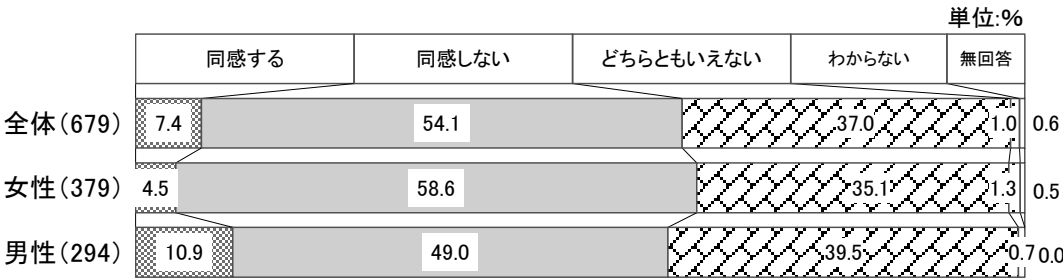
● 現状と課題

坂戸市をはじめ、我が国全体としての男女共同参画社会*の実現に向けた取組により、以前と比べて男女平等に関する社会の意識は変化しつつありますが、依然として社会全体としては女性よりも男性の方が優遇されているという意識が残っています。

坂戸市の意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に同感しない人が5割台半ばを占めています。一方、社会全体としての女性と男性の地位について、回答者全体の3人に2人は男性が優遇されていると認識しており、平等であるという回答は1割台半ばにとどまっています。分野別に見ても、政治の場、社会通念・習慣・しきたりなどで男女の地位が平等であるという回答は1割前後と、低い割合となっています。

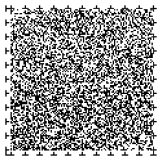
男女がともに尊重し合い、性別による差別的取扱いを受けず、それぞれの個性と能力を発揮し、自分らしい生き方ができる男女共同参画社会*の実現のためには、様々な機会を捉えて人権や男女共同参画の意義を啓発するとともに、男女共同参画に関する情報を分かりやすく提供していく必要があります。

■ 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識

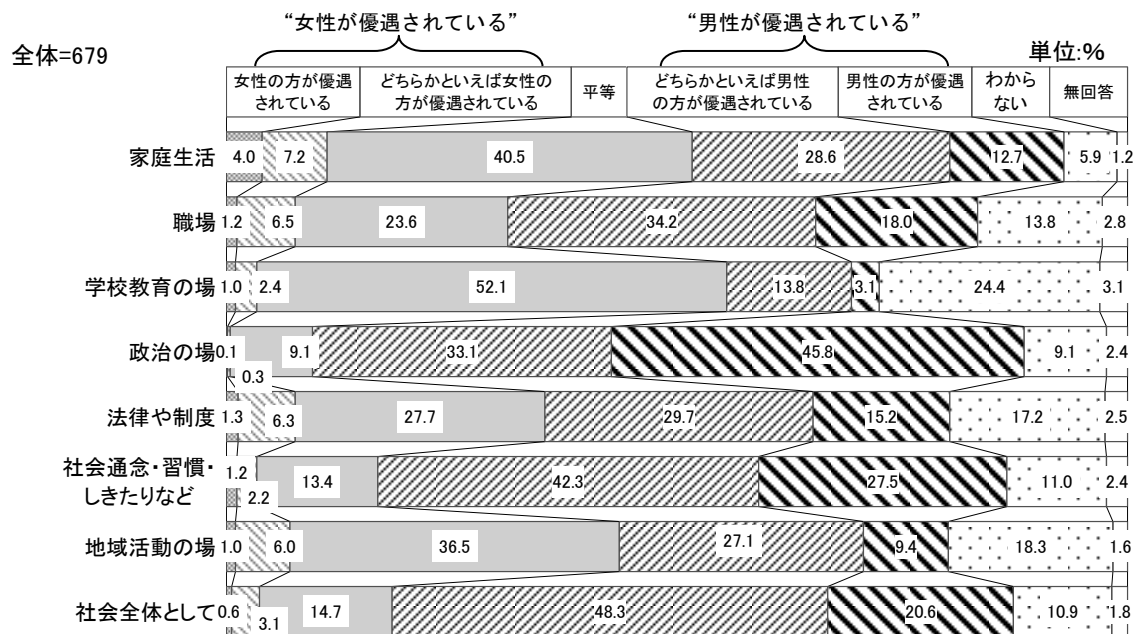


(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

* 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。



■ 各分野での男女の地位の平等感



(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

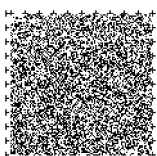
施策の方向1 人権尊重、男女共同参画意識の浸透

施策1 情報の提供、広報活動の充実

男女の人権の尊重及び男女共同参画の理解の促進のため、意識啓発や情報提供を行います。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
1	男女共同参画に関する意識啓発	継続	人権推進課
2	人権講座の開催	継続	公民館 地域交流センター
3	人権教育指導者等研修会の開催	継続	社会教育課
4	男女共同参画に関する図書や資料の収集及び情報提供	継続	人権推進課 図書館



施策2 市職員への啓発

職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、率先して推進していくため、研修会等により啓発を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
5	市職員人権研修会の開催	継続	職員課
6	男女共同参画職員研修会の開催	継続	人権推進課 職員課

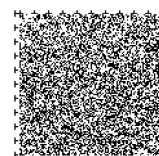
施策3 性別による固定的役割分担意識の解消

固定的性別役割分担意識*にとらわれず、一人ひとりの個性が十分発揮できるよう意識啓発に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
7	情報発信における男女共同参画の視点に立った表現の配慮	継続	人権推進課 広報広聴課
8	男女共同参画に関する講座等の開催	継続	人権推進課
9	男性の家事・育児等への参画促進を図る講座等の開催	継続	人権推進課

* 固定的性別役割分担意識：「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等の男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことです。



主要課題2 教育・学習活動の推進

● 現状と課題

私たちが目指す男女共同参画社会*は、女性も男性も社会の様々な活動に参加する機会が与えられ、一人ひとりが夢や希望に向かって個性と能力を発揮でき、自分らしい生き方ができる社会です。その実現のためには、一人ひとりが男女共同参画の意義と必要性を正しく理解していることが前提であるといえます。

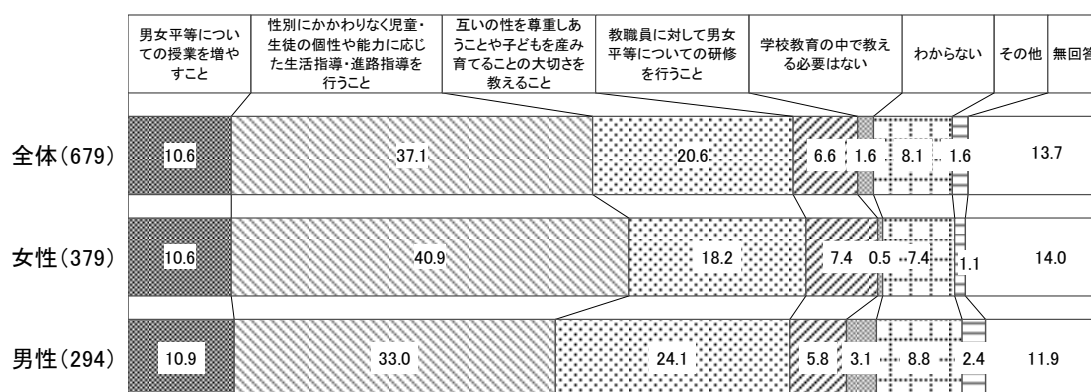
坂戸市の意識調査では、学校教育の場において女性と男性の地位が平等であるという回答は、前回調査時（平成27年度）をやや下回っています。また、学校教育の中で力を入れるべきこととして、「性別にかかわらず児童・生徒の個性や能力に応じた生活指導・進路指導を行うこと」が女性で4割、男性で3割強となっています。

次代を担う子どもたちが性別にとらわれず、主体性を持って生きるためには、発達段階に応じた男女共同参画意識の育成が必要であり、学校教育の果たす役割は非常に重要です。市内小・中学校等における男女平等教育の更なる充実が求められます。

また、社会における男女共同参画意識の確立のためには、学校教育のみならず、家庭や地域における児童・生徒の健全育成、社会教育における幅広い市民を対象とした学習機会の提供が欠かせません。生涯学習の推進において男女共同参画の視点を意識し、学習の機会の提供や情報の発信を図る必要があります。

■ 学校教育の分野で力を入れるべきこと

単位:%



（資料）令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

* 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

施策の方向1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

施策1 男女平等教育の推進

子どもの成長過程において、人権の尊重、男女平等意識の高揚を図り、一人ひとりの心豊かな人格形成を目指します。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
10	教育活動全体における男女平等教育の取組	継続	学校教育課
11	小中学校への男女共同参画に関するパンフレット配布等による啓発	継続	人権推進課
12	男女共同参画の視点に立ったキャリア教育*の推進	継続	学校教育課

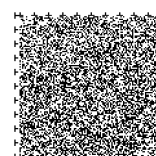
施策2 教職員への啓発

男女平等教育を推進するため、教職員への男女共同参画に関する啓発を推進します。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
13	教職員への男女共同参画に関する啓発の推進	継続	学校教育課

* キャリア教育：児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育のことです。これまでの進路指導の枠組みにとどまらず、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」など、将来働くために必要な意欲・能力を培うものです。



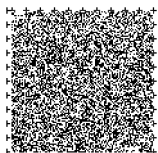
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

施策1 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

家庭の教育力の更なる向上を図るため、家庭教育の充実を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
14	家庭教育に関する学習の支援	継続	社会教育課
15	女性セミナーの開催	継続	公民館 地域交流センター
16	保護者・PTAへの意識啓発の促進	継続	学校教育課
17	家庭の日の普及啓発	継続	社会教育課



基本目標Ⅱ 市民一人ひとりがあらゆる分野に参画し 活躍できる環境づくり

主要課題1 仕事・家庭生活における男女共同参画の促進

● 現状と課題

就労は、私たちの生活にとって経済上の基盤となるものであり、自立した生活を維持するために不可欠であるとともに、働くことは自己実現にもつながります。また、性別にかかわらずその能力を十分に発揮することのできる社会づくりは、ダイバーシティ（多様性）*¹の推進にもつながり、少子高齢化が続く我が国の社会の活性化の観点からも極めて重要なことです。近年、男女雇用機会均等法*²や育児・介護休業法*³、労働基準法等の改正により、法制度の整備は進んだものの、男女間の雇用における待遇や給与等の格差は依然として存在しています。

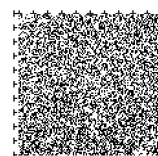
令和元年5月に改正された女性活躍推進法においては、これまで策定義務の対象外であった常時雇用労働者 101 人～300 人の小規模事業者についても、新たに一般事業主行動計画の策定が義務付けられました（令和4年4月施行）。女性活躍推進法の制定から6年が経過する中で、今後は比較的規模の小さい事業所における取組の充実が期待されます。

坂戸市の意識調査においても、昇進・昇格に当たっての男女間格差や男女間の賃金格差など、就労の場で男性が優遇されていると考える割合は高くなっています。

● ●
*1 ダイバーシティ（多様性）：性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存することです。

*2 男女雇用機会均等法：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のことです。女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としています。

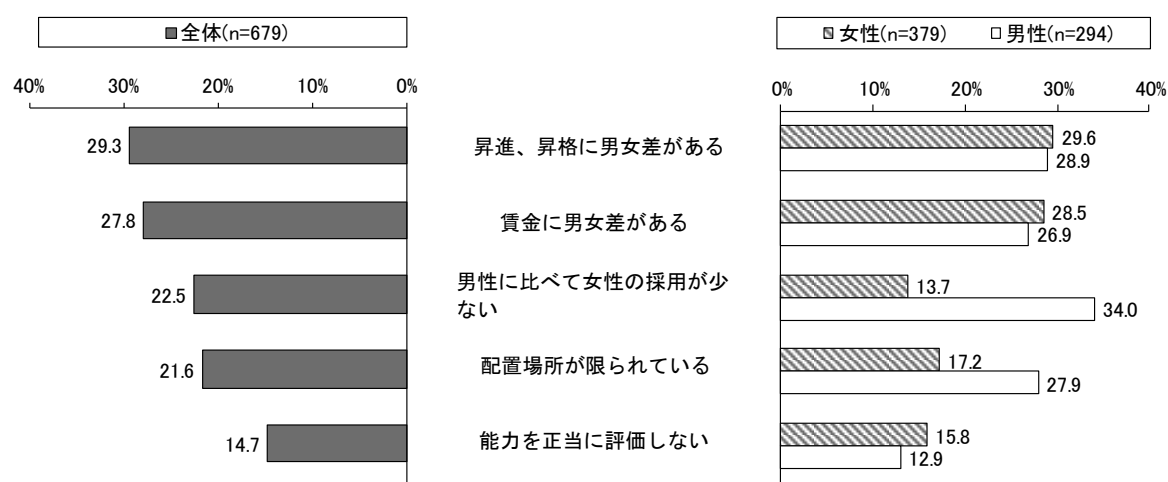
*3 育児・介護休業法：仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定めた法律です。



働く場において女性が男性とともに活躍し、社会の活性化を進める上では、長時間労働を前提とした従来の男性中心型の働き方を見直し、女性も男性もワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）を実現することが必要です。職場においては多様で柔軟な働き方を可能とするための環境整備が求められ、家庭においては様々な役割を女性のみが担うのではなく、男女で協力して取り組むことが重要です。

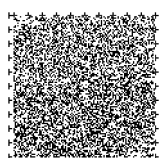
少子高齢化、雇用環境が変化する中で、働く場における女性の存在が重要となっている一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、女性の雇用・収入に大きな影響が生じています。女性の就労継続や再就職支援等について、行政と事業者の双方が支援に取り組む必要があります。

■ 職場での女性に対する処遇



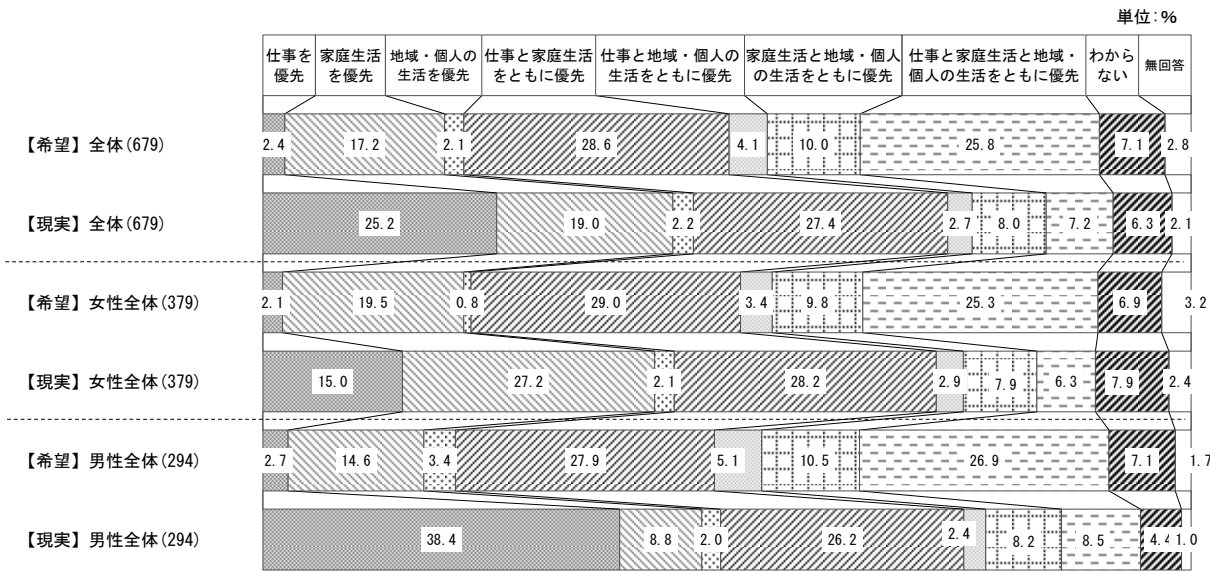
※全体の上位5項目の結果

（資料）令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査



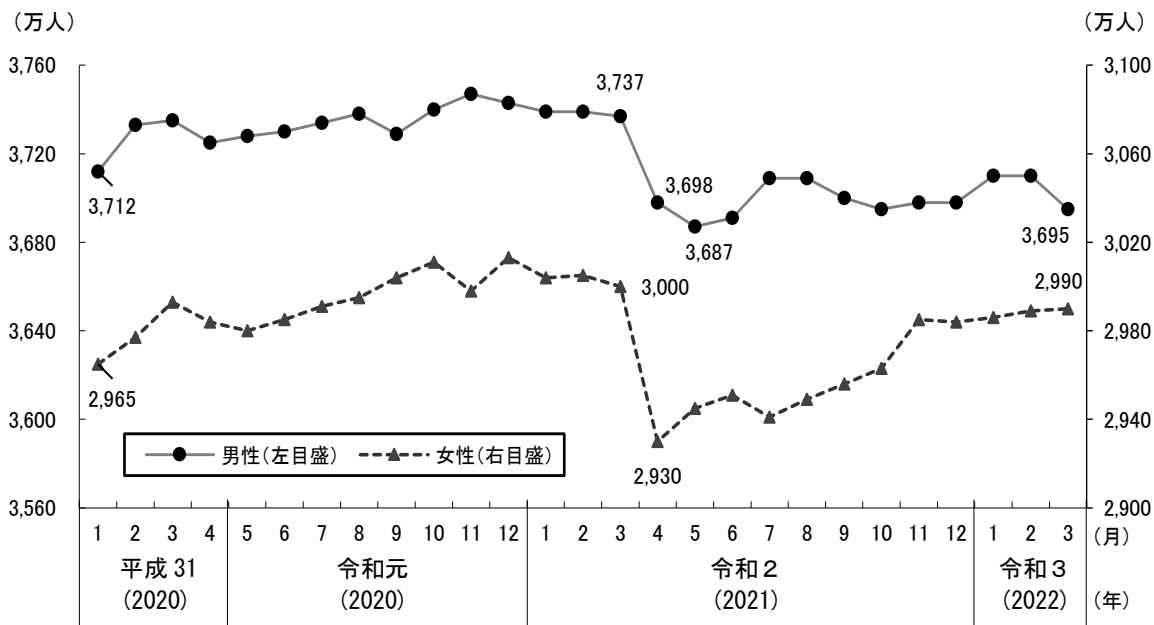
* ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

■ 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の希望と現実

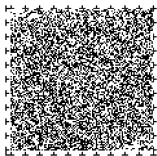


(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

■ 就業者数の推移



(資料) 男女共同参画白書 令和3年版(内閣府)



施策の方向1 働く場における女性の活躍に向けた取組の支援

施策1 ともに働きやすい環境づくり

均等な雇用機会が拡大されるよう関係機関と連携を図るとともに、働きやすい職場環境を支援します。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
18	公共機関との連携による就労相談、情報提供及び研修会等の開催	継続	商工労政課
19	家族農業経営協定 ^{*1} の普及促進	継続	農業振興課
20	男女雇用機会均等法 ^{*2} 等の普及促進	継続	人権推進課 商工労政課
21	職場環境の改善を支援する研修会の開催	新規	商工労政課

施策の方向2 女性の就労支援の充実

施策1 女性の就労支援の充実

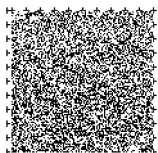
各種研修会の開催や情報提供により、女性の再就職など働く女性の活動を支援します。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
22	就労情報の提供、就労支援の講座の開催	継続	人権推進課
23	農業関連の女性組織への活動支援	継続	農業振興課

● ●
 *1 家族農業経営協定：個々の世帯員が対等な立場で共同して経営体づくりとその経営に参画できるように、家族間で就業条件や経営の役割分担、収益配分、生活等に関する取り決めを文書で行うことです。

*2 男女雇用機会均等法：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のことです。女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としています。



施策の方向3 ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）実現に向けた働き方の見直し

施策1 仕事と生活の両立支援

働く一人ひとりが、仕事と家庭生活や地域活動等との調和がとれた生活ができるよう働きやすい環境づくりを支援します。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
24	次世代育成支援特定事業主（一般事業主）行動計画の推進	継続	職員課 商工労政課
25	ワーク・ライフ・バランス*の普及啓発	継続	人権推進課

施策の方向4 ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）実現に向けた子育てや介護の環境整備

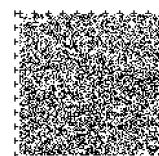
施策1 多様な就労形態にあった子育て支援の充実

様々なライフスタイルに対応した子育て支援サービスの充実に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
26	多様な保育ニーズへの対応	継続	保育課
27	学童保育の充実	継続	保育課
28	子育てに関する情報提供・相談体制の充実	継続	こども支援課

* ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。



施策2 地域における子育て支援の充実

地域で子育てを支えあう仕組みやネットワークづくりを促進します。

○主な取組

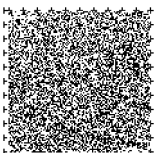
番号	名称	区分	担当課
29	児童センターの充実	継続	こども支援課
30	子育て支援センターの充実	継続	保育課
31	子育てサークルの育成・支援	継続	保育課
32	ファミリー・サポート・センター*の充実	継続	こども支援課

施策3 介護の社会的支援の充実

働きながら家族・親族を介護する人の介護離職を防ぎ、仕事と介護を両立して安心して暮らせるよう、支援の充実に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
33	福祉等相談窓口の充実	継続	福祉総務課 高齢者福祉課
34	地域で安心して暮らすための介護保険事業や在宅介護サービスの充実	継続	高齢者福祉課



* ファミリー・サポート・センター：育児等の援助を受けたい市民（利用会員）と手助けをしたい市民（協力会員）が登録し、会員同士による相互援助活動のあっせんを行う事業のことです。

主要課題2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

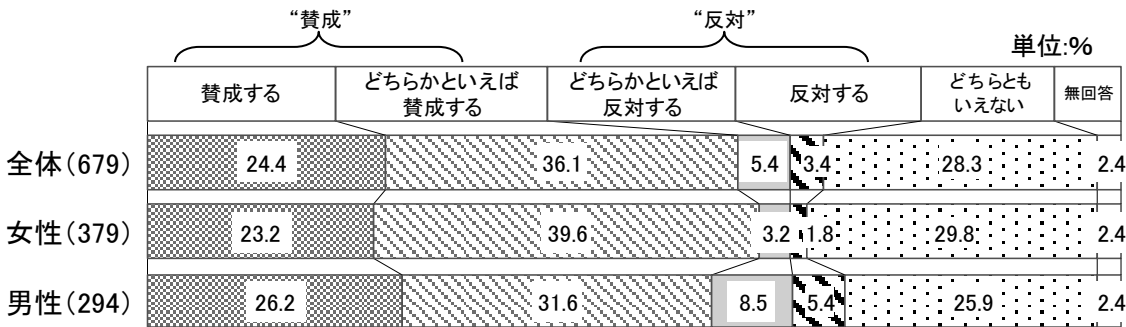
● 現状と課題

誰もがお互いを思いやり、あらゆる分野で自分らしく活躍でき、暮らしやすい社会を創るためには、市政をはじめ市内の事業所や地域の各種団体等の様々な分野において、政策・方針決定の場への男女共同参画、とりわけ女性の参画を進める必要があります。男女双方が政策・方針決定過程に参画することによって、多くの人々の多様なニーズを政策・方針に反映させることが可能となります。

坂戸市の意識調査では、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*に賛成する回答が全体の6割を占めて多くなっています。また、坂戸市における各種審議会等の女性委員の占める割合は、令和2年4月1日現在で27.8%となっています。

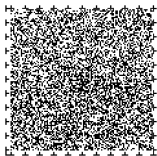
引き続き人材の発掘や育成に取り組み、各種審議会等における女性比率を高めることや、市の管理職への女性職員の積極的登用を図ることが必要です。あわせて、市内事業所や町内会・自治会やPTA活動等の地域活動等において女性が方針決定に参画することの意義を周知し、積極的な取組の実施を促すことが必要です。

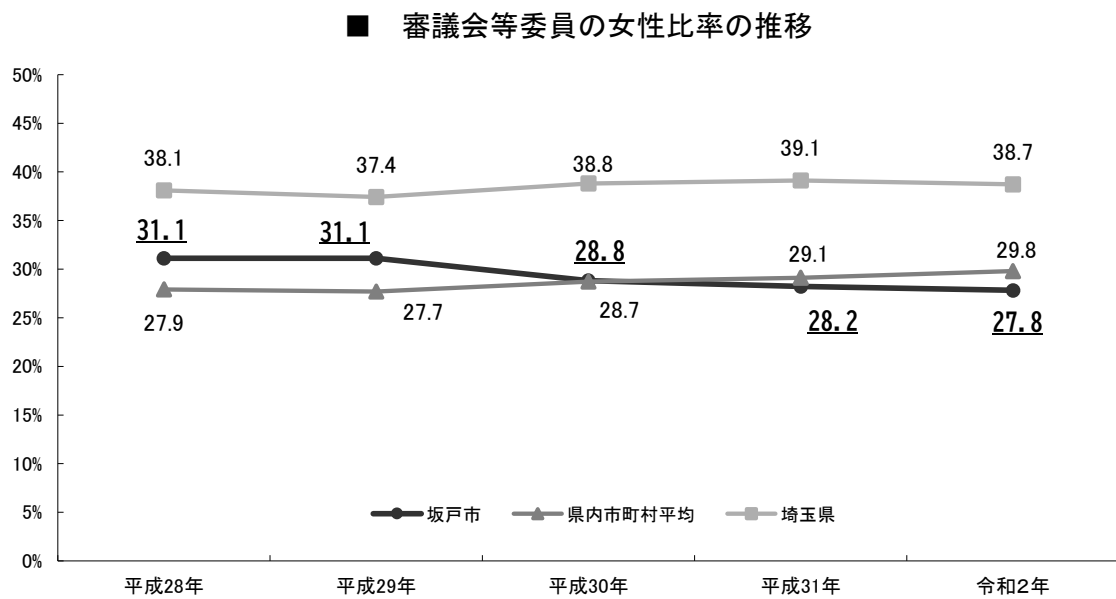
■ ポジティブ・アクションの考え方



(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

* ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することです。





※各年4月1日現在

(資料) 市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査(埼玉県)

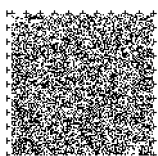
施策の方向1 意思決定の場への女性の参画促進

施策1 各種審議会等への女性の登用推進

各種審議会等への女性委員の登用を推進します。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
35	審議会への女性登用促進	継続	人権推進課 全課



施策2 女性職員の登用推進

市女性職員の活躍を推進するため、積極的な女性登用や育成に取り組めます。

○主な取組

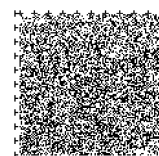
番号	名称	区分	担当課
36	女性職員の職域拡大及び積極的登用への取組	継続	職員課
37	女性職員の人材育成のための研修会の参画促進	継続	職員課

施策3 事業者・自治会等の女性参画についての意識啓発

各分野への意思決定の場への女性の参画促進を図るため、積極的な広報・啓発活動を行っていきます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
38	事業所等への広報啓発	継続	人権推進課
39	男女共同参画の必要性や理解を深めるため区・自治会等への広報啓発	継続	人権推進課 市民生活課



主要課題3 地域社会における男女共同参画の促進

● 現状と課題

豊かで活力ある地域づくりを推進するためには、町内会・自治会やPTA活動をはじめ、市民一人ひとりが自主的に取り組む地域コミュニティの活動が重要であり、活動に様々な人が参加することを通して、多様な考え方を地域社会に反映させていくことが期待されます。

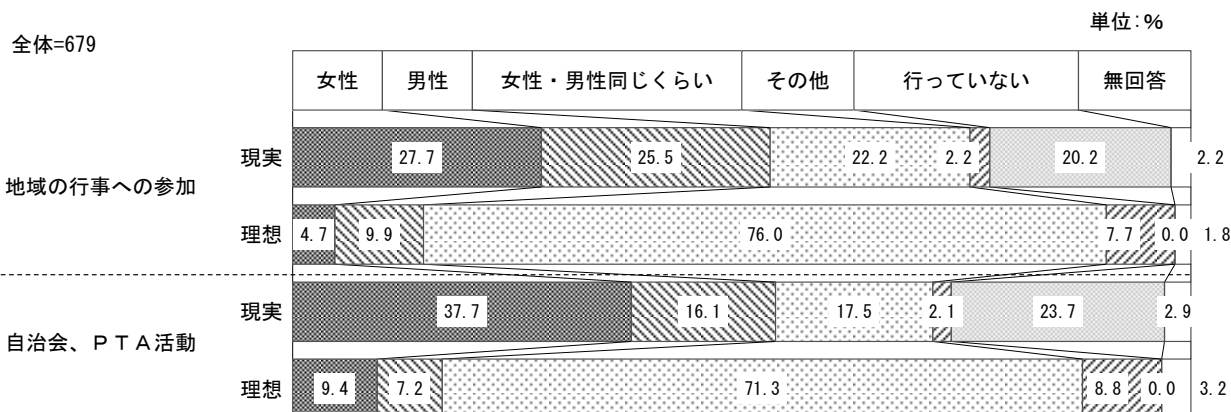
坂戸市の意識調査では、地域の行事の場への参加、自治会・PTA活動について、理想としては女性・男性同じくらいで分担することが望ましいという回答が7割台を占めている一方、現実には女性・男性同じくらいで分担しているという回答は2割前後にとどまっており、男性のみ、女性のみといった回答が目立ちます。

我が国に未曾有の大規模被害をもたらした平成23年の東日本大震災の後も、平成28年の熊本地震や平成30年の北海道胆振東部地震など、様々な自然災害が発生しています。坂戸市においても、令和元年には台風による甚大な豪雨の被害が発生し、市内各地に避難所を開設して対応を行いました。大規模な災害では、全ての人の生活が脅かされますが、とりわけ女性や子ども、困難な状況にある人々がより強い影響を受けます。

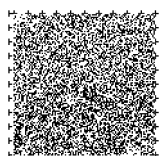
坂戸市の意識調査では、防災分野に男女共同参画の視点を活かすために重要なこととして、備蓄品や避難所運営に女性の意見・視点を反映させることや、対応マニュアルに男女の意見を反映させることを求める回答が多くなっています。

平常時から防災分野に男女共同参画の視点を反映させ、災害発生時に誰もが安心して避難できる避難所運営体制を確立させることが必要です。

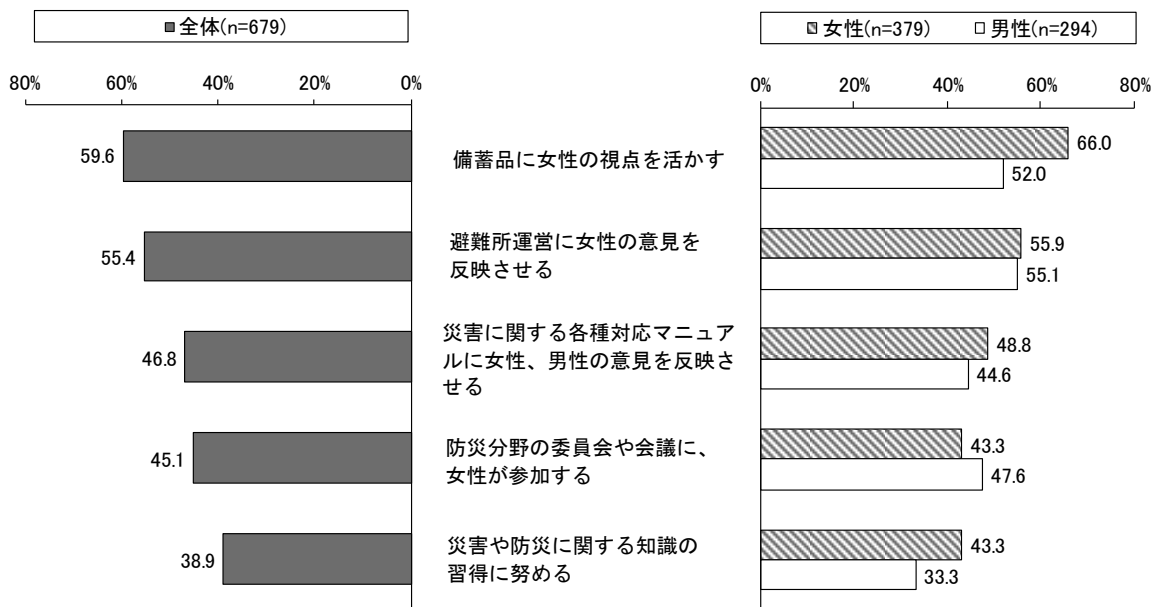
■ 家庭生活での役割分担の現実・理想



(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査



■ 防災分野に男女共同参画の視点を活かすために重要なこと



※全体の上位5項目の結果

(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

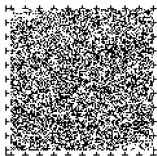
施策の方向1 地域活動等における男女共同参画の促進

施策1 地域活動・ボランティア活動等への男女共同参画の促進

地域活動・ボランティア活動等における男女共同参画の促進を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
4 0	地域活動への支援（講座・交流会等の開催及び情報提供）	継続	市民生活課
4 1	市民活動団体の活動拠点の整備	継続	市民生活課
4 2	団体やグループ活動の支援	継続	人権推進課 公民館 地域交流センター
4 3	福祉団体への活動支援	継続	福祉総務課



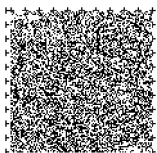
施策の方向2 防災における男女共同参画の推進

施策1 男女共同参画の視点に立った防災対策の促進

男女共同参画の視点に立った防災計画の推進及び避難所運営に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
4 4	地域防災への女性の参画促進	継続	防災安全課
4 5	男女のニーズに対応した防災体制の整備	継続	防災安全課



基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境づくり

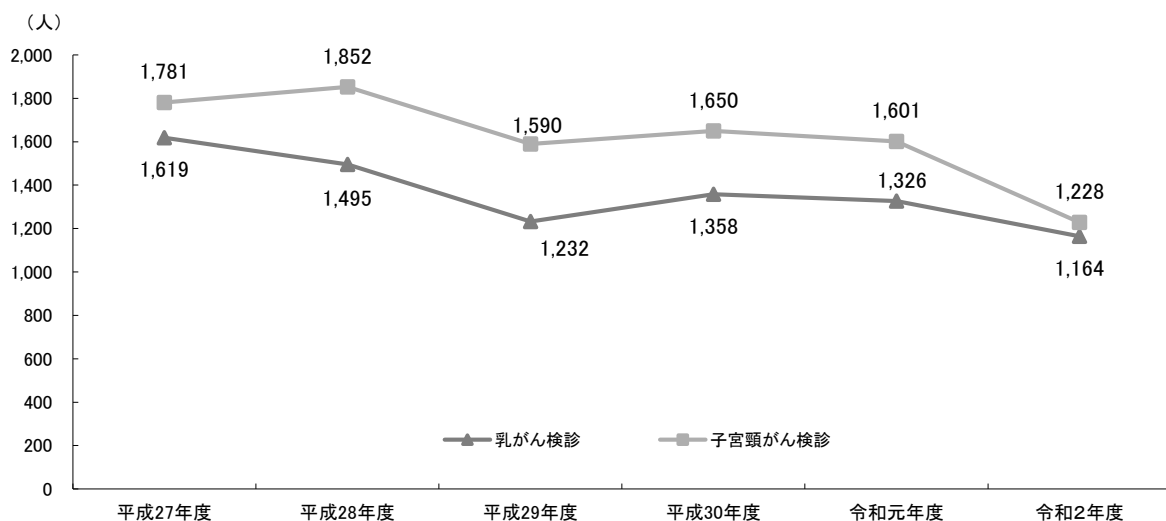
主要課題1 生涯を通じた心身の健康づくり

● 現状と課題

男女の違いを知るとともに、自らの性を理解し、人権を尊重し合うことは、男女共同参画社会*を形成する上で欠かせないことです。市民一人ひとりが生涯を通じて健康に過ごすことができるようにするためには、男女がお互いの身体の特徴を十分に理解しながら、心身の健康についての正しい知識と情報を得て、自ら主体的に健康の維持増進に取り組む必要があります。特に、女性は妊娠・出産など、心身の状態がライフステージごとに大きく変化するという特性があり、乳がんや子宮頸がんなど、女性特有の様々な健康上の問題に直面することから、社会全体で母性の重要性を理解し、配慮することが大切です。

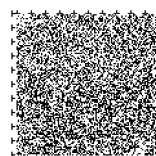
今後も全ての人が健康で暮らしていけるよう、行政として生涯を通じた健康づくりを支援することが必要です。

■ 乳がん・子宮頸がん検診の受診者数の推移



(資料) 坂戸市資料

* 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。



施策の方向1 互いの性や健康に関する理解の促進

施策1 性と生殖に関する正しい理解の促進

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）*について、正しい理解の普及・啓発に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
46	性と生殖に関する正しい理解の普及・啓発	継続	人権推進課
47	小中学校における健康教育の推進	継続	学校教育課
48	小中学校における性教育の推進	継続	学校教育課

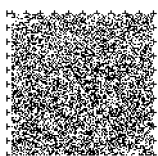
施策の方向2 ライフステージにあわせた健康づくりへの支援

施策1 心とからだの健康支援

男女が生涯を通じて心身ともに健康であるために、健康づくり事業や保健事業の充実に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
49	心身ともに健康であるための保健事業の推進	継続	市民健康センター 健康保険課
50	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない健康支援の推進	継続	市民健康センター こども支援課
51	各種スポーツ教室・大会等の開催	継続	スポーツ推進課
52	葉酸摂取を通じた健康づくりの推進	新規	市民健康センター



* 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：子どもをいつ産むか産まないか、産むとすれば何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、妊娠・出産の限定された時期だけでなく、女性の生涯にわたる健康の確立を目指す考え方のことです。

主要課題2 多様性の尊重と生活上の困難の解消に向けた支援

● 現状と課題

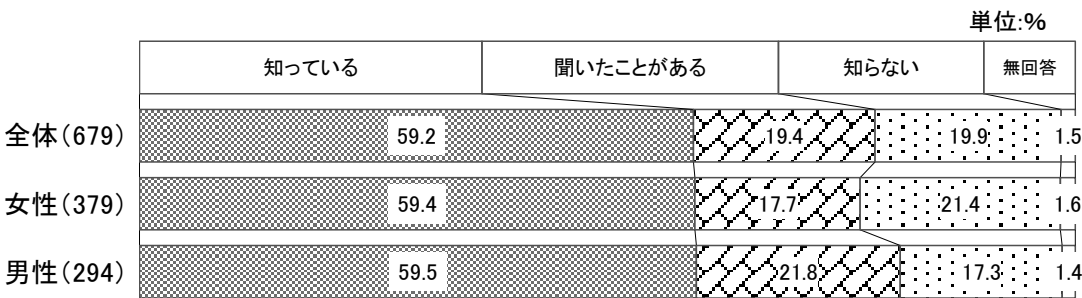
坂戸市で暮らす誰もが個性と能力を十分に発揮でき、多様性に富んだ活力ある社会を形成するためには、市民一人ひとりがほかの人の個性を理解し、多様な生き方を可能な限り尊重することが大事です。性別や年齢、障害の有無、国籍等を問わず、様々な属性の人が集まる“ダイバーシティ（多様性）^{*1}”を意識することは、男女共同参画社会^{*2}の実現を目指す上で重要なことです。

近年、多様な性についての社会的な認識が急速に高まってきました。性については、個人の尊厳にかかわる大切な問題であり、誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きていくことのできる社会を作ることが必要です。

坂戸市の意識調査では、「性的少数者^{*3}（LGBT）」という言葉を知っている、聞いたことがあるという人が全体の4人に3人となっているほか、性的少数者^{*3}への支援策として、学校や企業での啓発、社会的な環境整備、相談窓口の整備が必要という回答が多くなっています。

また、市内にはひとり親家庭、高齢者や障害者、外国人、貧困状態にある人、家族・親族を介護している人など様々な困難を抱えながら生活している人がおり、女性（男性）であることを理由とした複合的な困難を抱えていることも考えられます。坂戸市で暮らす誰もが安心して生活できるようにするため、困難を有する人を包摂する社会の形成に向けた支援が必要です。

■ 「性的少数者^{*3}（LGBT）」の認知度

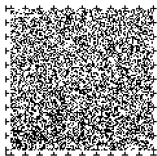


（資料）令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

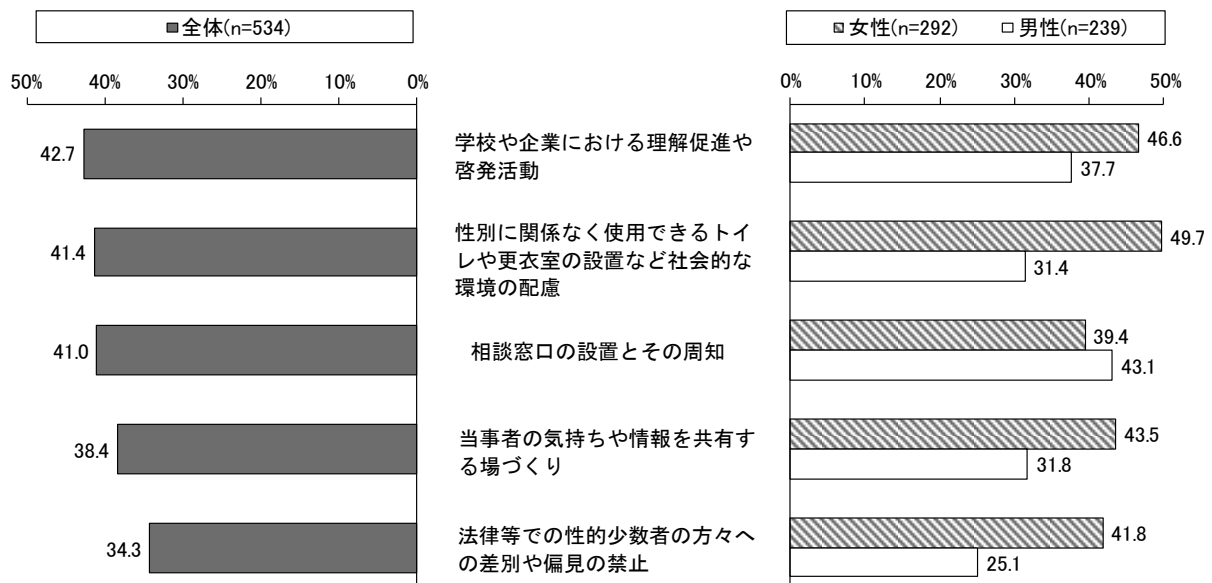
● ●
*1 **ダイバーシティ（多様性）**：性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存することです。

*2 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

*3 **性的少数者**：レズビアン（Lesbian 女性の同性愛者）、ゲイ（Gay 男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual 両性愛者）など性的指向（恋愛の対象になる性）が同性や両性に向いている人や、トランスジェンダー（Transgender）のように心の性と身体の性に違和感を持つ人（4つの頭文字をとってLGBTといいます。）等の人の総称です。



■ 性的少数者*¹（LGBT）への支援として必要な取組



※全体の上位5項目の結果

（資料）令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向1 性の多様性*²の理解促進

施策1 性の多様性*²についての理解促進

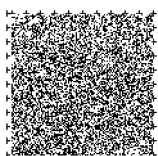
多様な性に対する偏見や差別をなくし、性的少数者*¹への理解促進のための啓発や支援を行います。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
53	性の多様性* ² に関する意識の普及	継続	人権推進課
54	性的少数者* ¹ への支援	新規	人権推進課

*¹ 性的少数者：レズビアン（Lesbian 女性の同性愛者）、ゲイ（Gay 男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual 両性愛者）など性的指向（恋愛の対象になる性）が同性や両性に向いている人や、トランスジェンダー（Transgender）のように心の性と身体の性に違和感を持つ人（4つの頭文字をとってLGBTといいます。）等の人の総称です。

*² 性の多様性：性のあり方には、「身体の性（生物学的性）」だけではなく、「心の性（性自認）」、「恋愛の対象になる性（性的指向）」、「性別表現（表現する性）」等の要素があり、その組合せは多様です。



施策の方向2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

施策1 高齢者、障害者に対する支援の充実

高齢者、障害者が地域で安心して暮らすことができるようにするため、生活の支援や福祉サービスの充実を図ります。

○主な取組

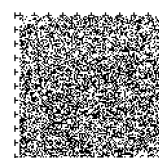
番号	名称	区分	担当課
55	シルバー人材センター事業の支援	継続	商工労政課
56	各種事業の開催及び相談事業の実施	継続	障害者福祉課
57	坂戸市見守りネットワーク及び成年後見センターの充実	新規	高齢者福祉課

施策2 ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立に向けた支援の充実を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
58	ひとり親家庭における就労促進(高等職業訓練促進給付金の支給等)	継続	こども支援課
59	ひとり親家庭への医療費支援	継続	こども支援課



施策3 外国籍市民に対する支援の充実

地域で暮らす外国籍市民の生活上の困難を解消するための支援を図るとともに、市民の国際的視野に立った意識の醸成を図ります。

○主な取組

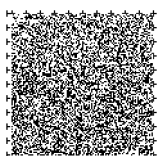
番号	名称	区分	担当課
60	幼・小・中学校における国際理解教育の推進	継続	学校教育課
61	外国籍市民への情報提供及び日本語教室の開催	継続	市民生活課

施策4 家族・親族を介護する人への支援の充実

家族・親族を介護する介護者やヤングケアラー*が、生活や学業との両立やケアについて相談しながら安心して暮らし続けられるようにするため、相談体制の整備等の支援の充実を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
62	家族・親族を介護する人への支援	新規	高齢者福祉課 障害者福祉課 こども支援課 学校教育課



* ヤングケアラー：高齢や障害、病気等のため支援が必要な親族・友人等を無償で介護・看護している18歳未満の人のことです。

基本目標Ⅳ 暴力のない環境づくり

主要課題1 あらゆる暴力の根絶

● 現状と課題

市民一人ひとりの人権が尊重されるということは、坂戸市が男女共同参画社会^{*1}を目指す上での前提であるといえます。虐待は深刻な人権侵害であり、その根絶を可能な限り早く達成することが今日の私たちの責務です。我が国では児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法といった各種法令に基づき、虐待の防止に向けた取組が展開されていますが、依然として全国各地で痛ましい虐待事件が報道され、社会問題となっている実態があります。また、性暴力・性犯罪は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないことです。その影響は長期にわたることも多いことから、性暴力の根絶と二次被害の防止、被害者に寄り添った支援の充実が求められます。

セクシュアル・ハラスメント^{*2}やパワー・ハラスメント^{*3}、マタニティ・ハラスメント^{*4}といった各種ハラスメント^{*5}についても、早期に根絶を図るべき課題です。これらのハラスメント^{*5}については、働く場で女性が被害を受ける例が従来主流とされてきましたが、被害は学校や地域社会等でも発生するほか、性別を問わず被害者となることに留意する必要があります。令和2年6月に施行された改正労働施策総合推進法では、事業主に対してパワー・ハラスメント^{*3}の防止対策措置を講じることが義務付けられるなど、近年ではハラスメント^{*5}防止に関する法整備が進んでいることを意識し、防止のための取組を進める必要があります。

● ●

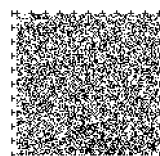
*1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

*2 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目へ触れる場所へのわいせつな写真等の掲示など、様々な例があります。

*3 パワー・ハラスメント：職場や教育の場等において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境等を悪化させる行為のことです。

*4 マタニティ・ハラスメント：職場において、妊娠・出産したことや、育児休業、介護休業等の利用について行われる上司・同僚の言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業・介護休業等を申出・取得した労働者の就業環境を悪化させることです。

*5 ハラスメント：セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の嫌がらせやいじめ行為のことです。



施策の方向1 あらゆる暴力の防止に向けた取組の充実

施策1 虐待防止対策の推進

児童、高齢者、障害者の人権尊重を図るため、虐待防止に向けた啓発に努めるとともに、虐待防止への対応の充実を図ります。

○主な取組

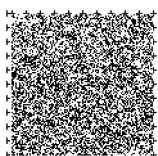
番号	名称	区分	担当課
6 3	児童虐待防止における対応の充実と周知啓発	継続	こども支援課
6 4	高齢者虐待防止における対応の充実と周知啓発	継続	高齢者福祉課
6 5	障害者虐待防止における対応の充実と周知啓発	新規	障害者福祉課

施策2 性暴力・性犯罪を許さない環境づくり

性暴力・性犯罪の根絶に向けて、意識啓発に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
6 6	性暴力防止に関する周知啓発	新規	人権推進課



施策の方向2 各種ハラスメント*の防止に向けた取組の充実

施策1 ハラスメント*の防止のための啓発の充実

職場や学校、地域など様々な場所で発生する各種ハラスメント*の防止に向けた啓発を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
6 7	職場での各種ハラスメント*防止の啓発	継続	職員課 学校教育課 商工労政課

第1章

第2章

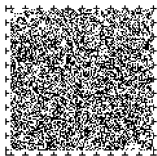
第3章

第4章

第5章

資料編

* ハラスメント：セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の嫌がらせやいじめ行為のことです。



主要課題2 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発

● 現状と課題

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されることではありません。坂戸市における男女共同参画社会^{*1}の形成に向けて、男女の対等な関係づくりを進める中で、DVの根絶は避けることのできない課題の一つです。

DVは家庭内で発生することから、被害の潜在化と深刻化が懸念されるほか、暴力の影響が子どもに及ぶことも少なくありません。被害者は女性が多いものの、女性のみが被害者となるわけではなく、男女とも被害者になり得るということを多くの市民が理解する必要があります。近年では、若年層における交際相手からの暴力（デートDV^{*2}）も問題となっています。

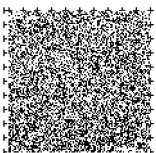
坂戸市の意識調査では、全体の4人に1人に何らかの暴力の被害経験があることが分かります。また、「ドメスティック・バイオレンス（DV）^{*3}」という言葉の内容を知っていると回答した割合が8割台半ばであるのに対し、デートDV^{*2}については4割強にとどまっています。

DVの根絶のため、様々な機会を捉えて啓発を行い、暴力を許さない意識の醸成に努めるとともに、社会全体でDVの根絶に向けた取組を展開することが必要です。

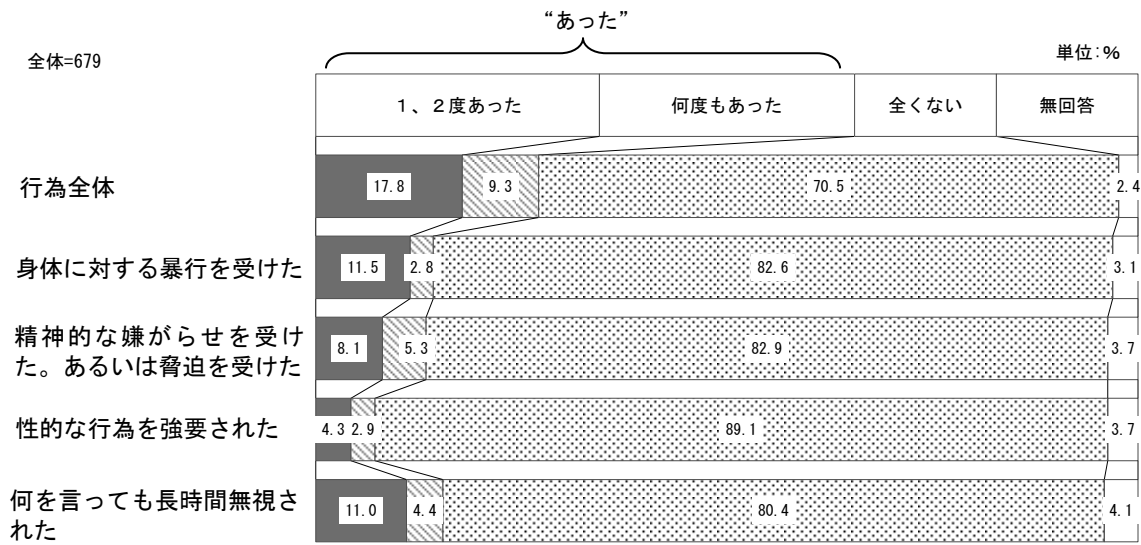
● ●
*1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

*2 デートDV：結婚や同棲をしていない交際相手からの暴力のことです。DVと同様に、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等の様々な暴力が含まれます。

*3 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者（元配偶者）や恋人など親密な間柄でふるわれる暴力のことで、体を傷つける暴力、大声で怒鳴る、大切なものを壊す、性的行為を強要する、生活費を渡さない、子どもを利用して脅す等の行為が該当します。DVは犯罪ともなる許されない行為であり、重大な人権侵害です。

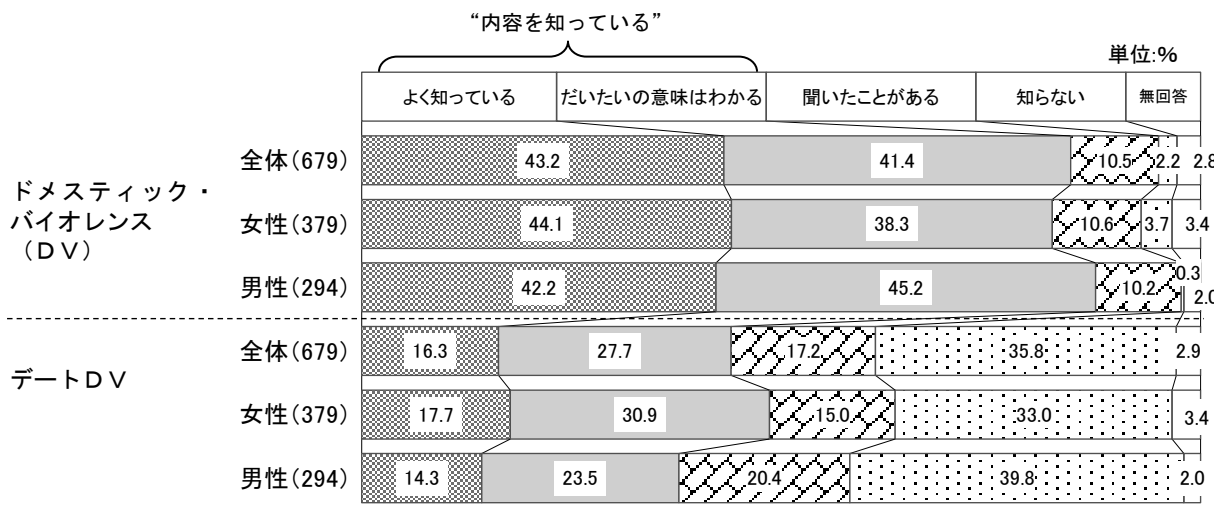


■ 配偶者等からの暴力（DV）を受けた経験



（資料）令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

■ DV、デートDVの認知度



（資料）令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

第1章

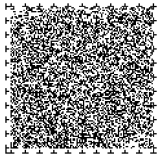
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



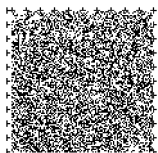
施策の方向1 暴力を許さない意識の醸成

施策1 DVの防止のための啓発の充実

配偶者等からの暴力の根絶に向けて広報や学習機会を提供し、意識啓発に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
68	DV防止に関する周知啓発	継続	人権推進課



主要課題3 相談体制の充実と関係機関との連携

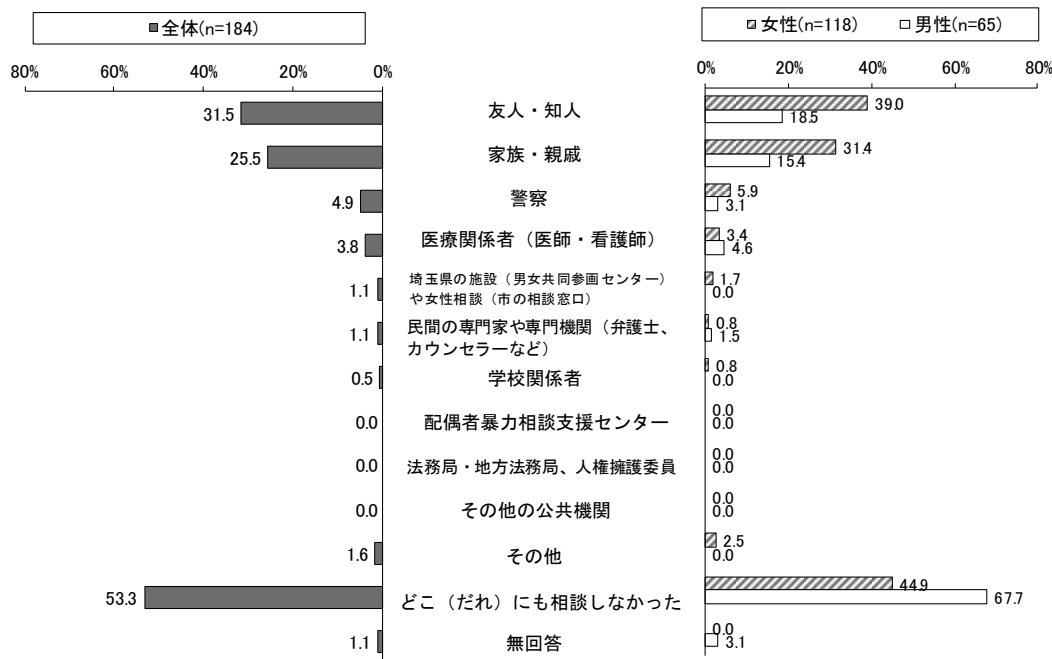
● 現状と課題

DV被害者が被害から逃れ、早期に生活を再建するためには、被害者が躊躇せずに公的な相談機関を利用でき、身の安全を確保した上で、自立に向けて切れ目のない支援を受けることのできる体制が整備されていることが必要です。市は、相談につながっていない潜在的な被害者がいることを意識して、対応の充実に当たることが求められます。

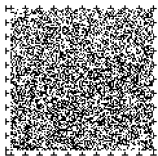
坂戸市の意識調査では、DV被害者でどこ（だれ）にも相談しなかったという人が5割強を占めており、相談した場合でも友人・知人、家族や親戚といった身近な人を挙げる例が多数を占めており、市や埼玉県の相談機関の利用は少数にとどまっています。また、相談しなかった理由として、相談するほどでもないと思った、自分にも悪いところがあると思った、といった回答が多くなっています。

DV被害者が一人で悩むことなく、相談機関による支援を速やかに安心して受けられるよう、相談窓口の一層の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談への対応や被害者の自立に向けた支援を充実させることが必要です。

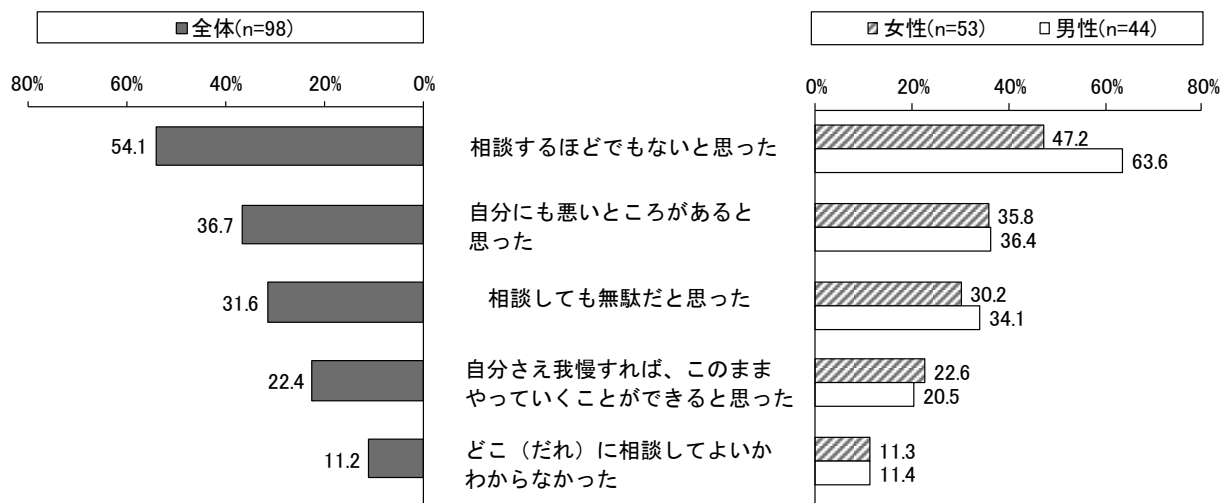
■ DV被害の相談の有無、相談先



（資料）令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査



■ DV被害を相談しなかった理由



※全体の上位5項目の結果

（資料）令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

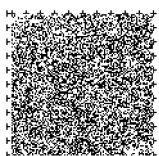
施策の方向1 被害者への支援体制の充実

施策1 被害者への支援体制の充実

被害者への相談体制を充実するとともに、自立に向けての支援の充実を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
69	相談体制の充実	継続	人権推進課
70	DV被害者支援に関する情報提供	継続	人権推進課 こども支援課 高齢者福祉課



施策の方向2 関係機関との連携の推進

施策1 関係機関との連携の推進

配偶者等からの暴力の根絶に向けて、関係機関や関係各部署との連携を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
7 1	関係機関等との連携強化	継続	人権推進課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

